

要介護認定を受けている方の所得税・住民税申告の障害者控除について

要介護認定を受けている方で、利根町障害者控除対象者の認定基準に該当する方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、所得税・住民税申告の際、障害者控除対象者として所得から一定の控除を受けることができます。

なお、昨年「障害者控除対象者認定書」を交付されている方で、要介護度に変更のない方については、昨年交付された認定書をそのまま使用することができます。

申請事項

対象者：①平成31年1月1日以降、新たに要介護1以上の要介護認定を受けている方
②昨年「障害者控除対象者認定書」を交付された後の要介護認定において介護度に変更のあった方（詳細については、下記参照）

申請場所：役場福祉課（要印かん・家族代理申請可）※申請書は役場福祉課にございます。
その他：認定書は、後日申請者へ郵送します。

※「障害者手帳」の交付を受けている方は「障害者手帳」を提示することで障害者控除を受けることができますので申請の必要はありません。

利根町障害者控除対象者認定基準について

～「特別障害者に準ずる者」に該当する条件～

- ① 要介護3の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度がBランク以上、または認知症自立度がⅢランク以上の方
- ② 要介護4および5の方
- ③ ①、②の規定に関わらずおおむね6カ月以上臥床し、食事および排せつなどの日常生活に支障のある寝たきり高齢者（当該事項が記載された主治医の証明が必要です）

～「障害者に準ずる者」に該当する条件～

- ① 要介護1および2の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度がAランク以上、または認知症自立度がⅡランク以上の方
- ② 要介護3の方で特別障害者の区分に該当しない方

おむつ代の医療費控除について

おむつ代について「医療費控除」を受ける場合、医療機関の発行する『おむつ使用証明書』と『おむつ代の領収書』が必要です。

要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、町で発行する『主治医意見書の内容を確認した書類』にて『おむつ使用証明書』の代用とすることができますので申請してください。

対象者

＜医療費控除を初めて受ける方＞

寝たきり状態で、なおかつ医療上おむつの使用が必要であると医療機関が認めた場合。→「おむつ使用証明書」の交付が必要です。

＜要介護認定を受け医療費控除2年目以降＞

右記の「主治医意見書の内容を確認した書類の交付要件」を満たす方→書類の交付については町への申請が必要です。

※要介護認定を受けていない方は、医療機関の発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。

問い合わせ先 役場福祉課 高齢介護係 ☎68-2211（内線125）

申請手続き

役場福祉課に申請書を提出してください。（申請書は窓口にあります。家族代理申請可）

主治医意見書の内容を確認した書類の交付要件

直近の要介護認定において主治医が作成した書類（主治医意見書）の記載内容のうち、障害自立度がBランク以上に該当し、尿失禁の可能性が「あり」と記載されている場合のみ交付対象となります。

※主治医意見書にて前述の確認ができない場合には、町では当該書類を交付できませんので、医療機関より「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。

台風15号・19号の被災者に対する支援について

住居に「半壊以上」の被害を受けた世帯に対しては、町の「被災者生活再建支援金支給」の対象となり、最大300万円の支援が受けられます。

また、「半壊」に至らない場合でも、「床上浸水」の場合は見舞金の対象となります。見舞金は3月6日（金）までに役場福祉課へ申請してください。

詳細は、町公式ホームページ「台風第15号から台風第19号までの一連の災害」の被災者に対する支援について（※1）をご覧ください。

※1…「<http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page003504.html>」
（申請には、罹災証明が必要になります。）

無料相談や金融機関による支援について

また、その他にも、茨城県弁護士会による無料相談や金融機関による支援などがありますので、茨城県ホームページ「令和元年台風第19号による被災者への支援について」で、ご確認ください。

問い合わせ先 役場福祉課 社会福祉係 ☎68-2211（内線122）

消費生活相談だより

～20歳になったら消費者被害にご注意！～

20歳を迎えられた皆さん、おめでとうございます。成人を迎えられた皆さんは、これからの人生のさまざまな場面でいろいろな契約をしていくことになりますが、慎重に考えて行動しましょう。

全国の消費生活センターに寄せられる相談件数の年代別の集計では、2つの特徴的な山があります。

ひとつは高齢者層で、もうひとつは20歳になったばかりの若者層です。この2つの要因として、高齢者は判断力が鈍くなること、若者は判断力が充分に育っていないこと、にあると言われています。

未成年者なら、親権者の同意を得ずに行った契約は原則として取り消すことができますが、成人になると、未成年者取消権は使えません。

社会経験が少ない20歳になったばかりの若者は、悪質商法のターゲットになりがち！

SNSで知り合った人や友人から勧められたサイドビジネス商法、マルチ商法での儲け話、通販や美容医療などの契約やトラブルの相談も多くあります。

- 注意！**
- ・最初にお金を支払う契約は疑いましょう。
 - ・契約を急かされるのはアヤシイかもしれません。
 - ・親や友だちに内緒にするようにと言われていたら疑いましょう。
 - ・業者からお金を借りてまでする契約はやめましょう。借金の利子は高いです。
 - ・簡単な儲け話には何か裏があるかもしれません。
 - ・ネットの情報全てを信じるのはやめましょう。

参考：国民生活センター、消費者庁のホームページ

おかしいと思われたらご相談ください。

相談窓口 ①役場経済課 消費生活相談窓口 **毎週火曜日** 午前10時～午後5時（正午～午後1時の時間を除く）
・ ☎68-2211（内線435）
問い合わせ先 消費生活相談員が、お電話でも匿名でもご相談をお受けしています。
②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時（日曜日は電話のみ）
☎029-225-6445
③土曜日、祝日は、188（イヤヤ！）への電話で国民生活センターへ。
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより

新年おめでとうございます ～新年のご挨拶～

輝かしい新春を迎えられ会員の皆さま、および、関係各位に謹んでお慶び申し上げます。また、平素から利根町商工会発展のためにご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ここ数年各地で自然災害が多発しておりますが、昨年はわが利根町も、台風15号・19号の影響で少なからぬ被害を受けました。被災された方々にはまずもって心よりお見舞い申し上げます。

おかげさまで商品券完売！ありがとうございました！

地域経済におきまして、中心市街地の空洞化や後継者不足、少子高齢化などの諸問題は解消されておらず、深刻さの度合いは深まるばかりとなっております。

このような中で、商工会では地域経済の振興のため、前年同様にプレミアム付町内共通商品券を12月に2,200万円分発行しましたところ、今回も大変好評のうちに、完売することができました。ありがとうございました。

また、地域活性化の実現に向けては、地域住民はもとより、町当局をはじめ町内外のさまざまな関係先と情報を共有し、広範な連携を図る必要があり、商工会はその推進役としての機能を発揮しなければならないと思います。

商工会の使命をあらためて明確に…

商工業者の経理・経営・金融・労働などにおける経営指導、ならびに相談などの経営改善普及事業、そして消費者の購買意欲の高揚と商店会の活性化のための事業である「町内共通商品券発行事業」への支援など、果たすべき役割を確実に実践してまいりたいと思います。

今後ますます厳しくなるであろう時代を迎え、引き続き迅速な意志決定とその実行がなされる体制を構築し、会員の皆さまのニーズに応え、会員相互の利益、地域経済の発展を図ることを目的として、役職員一同、気持ちを新たに諸事業に取り組んでまいります。

新年にあたり、皆さま方のご繁栄とご多幸を心からご祈念申し上げ、挨拶といたします。

利根町商工会 会長 新井 邦弘

